

第 10 号議案

亀岡市火入れに関する条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市火入れに関する条例（昭和 59 年亀岡市条例第 28 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 25 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例

亀岡市火入れに関する条例（昭和 59 年亀岡市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第 2 項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市火入れに関する条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 火入れの中止の基準のうち、気象注意報の規定について、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。